

全労金2016春季生活闘争ニュース・第5号

**中央・北陸・近畿・中国労組の要求概要と
交渉を担当する単組副委員長の決意を紹介します！**

◎中央・北陸労組の要求概要

	中央労組			北陸労組（金庫）			北陸労組（関連）			
	正職員 S S	準職員 F S L	嘱託職員 契約職員 パート職員	正職員	一般職	嘱託職員2種	臨時職員	正社員	嘱託社員	嘱託社員 (短時間)
安定雇用	—	— (人事制度協議で解決を図る)		—	— (無期雇用)	派遣職員を対象に直接雇用の仕組み (無期転換権は実現)		—	無期転換権の付与	
基本賃金	定期昇給の実施			—	—	月額7,000円 の引き上げ +定昇3,000円	初任時間額20円の 引き上げ（※930円） 4年目以上1,030円に 引き上げ、定昇30円	500～ 2,400円 の引き上げ	賃金表 の策定	臨時職員 と同様
一時金	4.7	4.7 (人事制度協議で解決を図る)		4.3	4.3	制度化、1.0		4.0	制度化、1.0	
退職金	—	— (制度あり)	— (人事制度協議)	—	— (制度あり)	制度化		— (制度あり)	制度化	
雇用環境	現行「ジョブリターン制度」の改善を申し入れ (正職員として雇用する制度や対象者の拡大)			ジョブリターン制度の確立			—			
ワークライフ バランス	「有給休暇積立制度」の使途に「不妊治療」を追加			年次有給休暇積立制度の確立			—			
単組独自要求	—			—	—	産前産後休暇、妊娠婦の通院休暇、 生理休暇、つわり休暇を正職員と同様	—			
関連会社	— ※就労実態の把握等の取り組みを開始する									

《単組副委員長の決意／中央労組・関光博副委員長》

現在の中央労金は時間外労働が非常に多い状況です。そのため、雇用に関する環境整備として、春季生活闘争としては初めてであろう人員確保にむけた申し入れを行うこととしました。統一要求課題である「最低賃金」の引き上げ、年間一時金の確保はもちろんのこと、人員体制を含めた職場環境の整備を行うことが有給休暇や生理休暇の取得促進に繋がり、“心身ともにやりがいをもって働き続けられる職場環境”となるのではないでしょか。さらに有給休暇積立年休制度の使途に「不妊治療」を追加することができれば精神的な負担と、それに伴った退職も防ぐことができるはずです。すべての職員がやりがいをもって、定年まで働き続けることができる職場にするため、全ての要求実現に向けて、最後まで全力で協議・交渉に臨む所存です。共に頑張りましょう。

《単組副委員長の決意／北陸労組・山下和穂副委員長》

北陸労組は、3月1日に開催した第3回中央委員会において、全組合員の総意のもと「2016春季生活闘争方針」を全会一致で確立しました。「底上げ・底支え」

「公正処遇」の実現に向けて、要求内容に確かな自信をもち組合員一丸となって2016春季生活闘争を闘い抜く所存です。金庫を取り巻く環境や経営見通しから、非常に厳しい闘いとなることが想定されますが、労金で働くすべての職員の労働条件の改善に向け粘り強く交渉していきます。要求実現をめざし、全国の仲間とともに、最後まで闘い抜くことをここに誓います。共に頑張りましょう！

◎近畿・中国労組の要求概要

	近畿労組			中国労組（金庫）			中国労組（関連）		
	正職員	準職員		正職員	契約職員 I	契約職員 II	契約職員 I	契約職員 II	
		A	B						
安定雇用	—	無期転換権の付与（3年、無条件） (現行は雇用年数5年、人事考課)			—	登用制度の実施等 (無期転換権は実現)	—	(無期転換権は実現)	
基本賃金	—	月額3,000円の引き上げ			—	月額2,700円 の引き上げ	月額2,700円 の引き上げ	時間額29円の 引き上げ	
一時金	4.2	4.2	1.68	0.42	4.5	制度化 1.0	2.5	制度化 1.0	
退職金	—	— (制度あり)			—	(協議にて解決を図る)	—	(協議にて解決を図る)	
雇用環境	—	— (「ジョブリターン制度の確立」を制度協議)			ジョブリターン制度の確立		ジョブリターン制度の確立		
ワークライフ バランス	—	— (年次有給休暇積立制度の確立を制度協議)			年次有給休暇積立制度の確立		年次有給休暇積立制度の確立		
単組独自要求	—	—			—	カフェテリアプランの適用	カフェテリアプランの適用		
関連会社	—	(2016年4月から新人事賃金制度の実施を確認)							

《単組副委員長の決意／近畿労組・岡本知保副委員長》

2016春闘は、①3年超準職員の無期雇用転換権付与、②準職員の基本賃金改善（3,000円）、③年間一時金（4.2ヶ月）、を要求として掲げるとともに、統一要求課題の最低賃金の引き上げに向けて、全国の仲間と足並みを揃えて対応します。近畿労金の置かれている経営状況、収益面の将来見通しは厳しさが増しています。そのような環境下ではありますが、「守りだけの」「劣勢の」春闘にするつもりはありません。では、どのような春闘とするのか。このような状況であるからこそ、私たちは「どこに光をあてるべきなのか」というメッセージを全面に押し出した、「攻めの」春闘にしなければなりません。『準職員の安定雇用と待遇改善を実現することが全組合員の願いであります、正職員と準職員が一体となり、チーム力でこの危機を乗り切っていかなければ明るい未来はない！！』という強い意志を金庫に突きつける春闘を闘い抜きます。ともに頑張りましょう！！

《単組副委員長の決意／中国労組・平松幹也副委員長》

中国労組は、2月20日に開催した第2回中央委員会において、「2016春季生活闘争方針」を確立し、すべての組合員が力をあわせ、2016春闘を開拓していくこ

とを確認しました。私たちの職場は様々な雇用形態の仲間が共に働き、労働金庫の活動を支えています。そしてすべての職員が労働金庫発展のため職場で奮闘しています。労働金庫の使命を実感し今後も労働者自主福祉運動の発展に従事し続けることができるよう、また、安心して働き続けることができるよう「公正待遇・均等待遇」「雇用およびワークライフバランスのとれた働き方実現の環境整備」における労働条件向上に取り組みます。要求実現に向けて、最後まで粘り強く交渉します。全組合員一丸となって闘い抜きましょう。

本日、14時から、全労金は労金協会と「最低賃金に関する1回目の協議」を開催しました。協議の内容は、明日の「春季生活闘争ニュース」で報告します！

※ 次号は3月9日(水)に配信予定です。

以上